

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 4 月 1 日

金沢地方法務局

登記官 梶 保 子

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項	3 地目	4 地積
第2200-2022-0149号	河北郡津幡町字倉見井 1 1 番乙	ため池	294㎡
第2200-2022-0150号	河北郡津幡町字倉見井 1 8 番乙	ため池	376㎡
第2200-2022-0151号	河北郡津幡町字倉見井 2 2 番乙	ため池	727㎡
第2200-2022-0153号	河北郡津幡町字倉見オ 1 1 番戊	ため池	555㎡
第2200-2022-0154号	河北郡津幡町字倉見ヤ 9 番乙	ため池	327㎡
第2200-2022-0155号	河北郡津幡町字倉見ヤ 1 4 番乙	ため池	297㎡
第2200-2022-0156号	河北郡津幡町字倉見フ 2 7 番乙	ため池	4168㎡
第2200-2022-0161号	河北郡津幡町字倉見サ 3 7 番乙	ため池	6462㎡
第2200-2022-0163号	河北郡津幡町字倉見ミ 2 5 番乙	ため池	17047㎡
第2200-2024-0016号	河北郡津幡町字倉見ヤ 5 6 番	ため池	16690㎡

- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）

別紙のとおり

- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がない

[令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号ロ]

別紙

持分	5 2 分 の 1	小田与右工門
	5 2 分 の 1	鹿島久次郎
	5 2 分 の 1	高井喜太郎
	5 2 分 の 1	滝井助右工門
	5 2 分 の 1	滝川良太郎
	5 2 分 の 1	滝川辰三郎
	5 2 分 の 1	杉本庄助
	5 2 分 の 1	新田義寛
	5 2 分 の 1	早川清吉
	5 2 分 の 1	小坂吉郎右工門
	5 2 分 の 1	伴登源右工門
	5 2 分 の 1	山口幸作
	5 2 分 の 1	山口平助
	5 2 分 の 1	小坂伊助
	5 2 分 の 1	坂野庄吉
	5 2 分 の 1	脇坂弥兵工
	5 2 分 の 1	堂向次郎右工門
	5 2 分 の 1	堂向次郎八
	5 2 分 の 1	松本権右工門
	5 2 分 の 1	奥野兵作
	5 2 分 の 1	小田二助
	5 2 分 の 1	板谷伊左工門
	5 2 分 の 1	吉岡伝右工門
	5 2 分 の 1	中田市右工門
	5 2 分 の 1	山本六右工門
	5 2 分 の 1	小田与吉郎
	5 2 分 の 1	岡田半兵工
	5 2 分 の 1	坂本与助
	5 2 分 の 1	岡田長助
	5 2 分 の 1	太村兵右工門
	5 2 分 の 1	奥村清蔵
	5 2 分 の 1	川淵兵作
	5 2 分 の 1	小坂伊太郎
	5 2 分 の 1	木田彦兵工
	5 2 分 の 1	木村宇右工門
	5 2 分 の 1	宮井清七
	5 2 分 の 1	宮井清六
	5 2 分 の 1	飯田九右工門
	5 2 分 の 1	宮本長蔵
	5 2 分 の 1	宮本清作
	5 2 分 の 1	太村又兵工
	5 2 分 の 1	宮村次助
	5 2 分 の 1	小田幸太郎
	5 2 分 の 1	五十嵐喜市郎
	5 2 分 の 1	田中次左工門
	5 2 分 の 1	作内次作
	5 2 分 の 1	大久村重兵工
	5 2 分 の 1	黒川二兵工
	5 2 分 の 1	米田伝七
	5 2 分 の 1	由雄与三平
	5 2 分 の 1	岩井嘉助
	5 2 分 の 1	矢田与三吉